

技 第 291 号
令和 2 年 9 月 30 日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長

様

土木部技術管理課長

建設現場に設置する「快適トイレ」の試行の一部改定について（通知）

このことについて、令和 2 年 1 月 14 日付け技第 368 号「建設現場に設置する「快適トイレ」の試行について」により取り組みを進めていますが、この度、試行要領を下記のとおり一部改定しましたので、関係職員に周知願います。

なお、市町村へは別途参考送付しています。

記

1. 改定内容

快適トイレの設置に係る「積算上の差額」の上限額の改定
「施工箇所が点在する工事の積算」についての対応方法を記載
詳細は別添新旧対照表による。

2. 適用

令和 2 年 10 月 1 日以降に起案する発注工事

3. その他

「建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領」は、技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」に併せて登録します。

なお、「職員ポータルライブラリ」の登録先は下記のとおりです。

土木部-技術管理課-01-03-398【設計積算基準関連通知】「建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領」

問い合わせ先

土木部 技術管理課

土木設計基準グループ 森山／林

農林設計基準グループ 安部／村井

電話：300-2-5941／5653

新旧対照表

改定前	改定後
<p><建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領></p> <p>5 積算方法 (別紙-2参照)</p> <p>(1) 島根県土木部(建築住宅課を除く)及び農林水産部(農村整備課、農地整備課を除く)</p> <p>ア 快適トイレの設置費用は、設計変更で計上するものとし、その費用は共通仮設費の営繕費に積上計上する。</p> <p>イ 快適トイレの設置費用は、45,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。 ※ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から10,000円/基・月(従来型トイレ)を減じた額。</p> <p>ウ ハウス型等の男女別のトイレが一体型となっており、男女別の入り口になっている場合には、90,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※を計上するものとし、1基まで計上できるものとする。 ※ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から20,000円/基・月(従来型トイレ×2基分)を減じた額。</p> <p>エ 運搬、設置、撤去に要する費用は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。</p> <p>オ 積算上限額を超える費用及び3基以上(ハウス型は2基以上)設置する場合の費用については、現場環境改善費(率分)の対象とすることができる。 なお、この場合、他の費用も含め、現場環境改善費率から計算される額を上限額とする。</p> <p>カ 設計変更に用いる期間は、快適トイレを実際に設置した期間とし、リース会社からの領収書、伝票等で確認すること。 なお、計上数量は小数点2位以下切り捨て1位止めとする。</p>	<p>5 積算方法 (別紙-2参照)</p> <p>(1) 島根県土木部(建築住宅課を除く)及び農林水産部(農村整備課、農地整備課を除く)</p> <p>ア 快適トイレの設置費用は、設計変更で計上するものとし、その費用は共通仮設費の営繕費に積上計上する。</p> <p>イ 快適トイレの設置費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※¹を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基/工事(施工箇所)※²まで計上できるものとする。 ※¹ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から10,000円/基・月(従来型トイレ)を減じた額。 ※²「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読替え、個々の施工箇所まで計上できるものとする。</p> <p>ウ ハウス型等の男女別のトイレが一体型となっており、男女別の入り口になっている場合には、102,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※¹を計上するものとし、1基/工事(施工箇所)※²まで計上できるものとする。 ※¹ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から20,000円/基・月(従来型トイレ×2基分)を減じた額。 ※²「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読替え、個々の施工箇所まで計上できるものとする。</p> <p>エ 運搬、設置、撤去に要する費用は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。</p> <p>オ 積算上限額を超える費用及び3基以上(ハウス型は2基以上)設置する場合の費用については、現場環境改善費(率分)の対象とすることができる。 なお、この場合、他の費用も含め、現場環境改善費率から計算される額を上限額とする。</p> <p>カ 設計変更に用いる期間は、快適トイレを実際に設置した期間とし、リース会社からの領収書、伝票等で確認すること。 なお、計上数量は小数点2位以下切り捨て1位止めとする。</p>

新旧対照表

改定前	改定後
<p>＜建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領＞</p> <p>(2) 島根県農林水産部農村整備課、農地整備課が所管する建設工事</p> <p>ア 快適トイレの設置費用は、設計変更で計上するものとし、その費用は共通仮設費の営繕費に積上計上する。</p> <p>イ 快適トイレの設置費用は、「積算上の差額」*を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。</p> <p>※ ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から10,000円/基・月（従来型トイレ）を減じた額。</p> <p>ウ ハウス型等の男女別のトイレが一体型となっており、男女別の入り口になっている場合の設置費用は、「積算上の差額」*を計上するものとし、1基まで計上できるものとする。</p> <p>※ ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から20,000円/基・月（従来型トイレ×2基分）を減じた額。</p> <p>エ 運搬、設置、撤去に要する費用は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。</p> <p>オ 設計変更に用いる期間は、快適トイレを実際に設置した期間とし、リース会社からの領収書、伝票等で確認すること。</p> <p>なお、計上数量は小数点2位以下切り捨て1位止めとする。</p>	<p>(2) 島根県農林水産部農村整備課、農地整備課が所管する建設工事</p> <p>ア 快適トイレの設置費用は、設計変更で計上するものとし、その費用は共通仮設費の営繕費に積上計上する。</p> <p>イ 快適トイレの設置費用は、「積算上の差額」*1を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基/工事（施工箇所）*2まで計上できるものとする。</p> <p>※1 ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から10,000円/基・月（従来型トイレ）を減じた額。</p> <p>※2 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読替え、個々の施工箇所まで計上できるものとする。</p> <p>ウ ハウス型等の男女別のトイレが一体型となっており、男女別の入り口になっている場合の設置費用は、「積算上の差額」*1を計上するものとし、1基/工事（施工箇所）*2まで計上できるものとする。</p> <p>※1 ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から20,000円/基・月（従来型トイレ×2基分）を減じた額。</p> <p>※2 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読替え、個々の施工箇所まで計上できるものとする。</p> <p>エ 運搬、設置、撤去に要する費用は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。</p> <p>オ 設計変更に用いる期間は、快適トイレを実際に設置した期間とし、リース会社からの領収書、伝票等で確認すること。</p> <p>なお、計上数量は小数点2位以下切り捨て1位止めとする。</p>

新旧対照表

改定前	改定後
<p data-bbox="152 312 705 336"><建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領></p> <p data-bbox="190 373 293 397">6 その他</p> <p data-bbox="210 408 1050 501">(1) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。 (2) この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。</p> <p data-bbox="190 580 248 604">附 則</p> <p data-bbox="199 616 304 639">(施行期日)</p> <p data-bbox="210 651 667 675">本試行要領は、令和2年2月1日から施行する。</p> <p data-bbox="199 686 259 710">(適用)</p> <p data-bbox="210 721 792 745">この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。</p>	<p data-bbox="1167 373 1270 397">6 その他</p> <p data-bbox="1187 408 2027 568">(1) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。 (2) この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。 (3) 快適トイレの導入にあたっては、別紙-3に記載される事項について可能な限り配慮すること。</p> <p data-bbox="1167 651 1225 675">附 則</p> <p data-bbox="1176 686 1281 710">(施行期日)</p> <p data-bbox="1187 721 1644 745">本試行要領は、令和2年2月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1176 756 1281 780">(施行期日)</p> <p data-bbox="1187 791 1653 815">本試行要領は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1176 858 1236 882">(適用)</p> <p data-bbox="1187 893 1769 917">この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。</p>

新旧対照表

改定前	改定後																																
<p>＜建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領＞</p>																																	
<p style="text-align: right;">別紙－２</p>	<p style="text-align: right;">別紙－２</p>																																
<p>積算で計上する費用の算出方法について</p>	<p>積算で計上する費用の算出方法について</p>																																
<p>1. 共通仮設費の営繕費に積上計上する快適トイレの設置にかかる費用の算出例を以下に示す。</p>	<p>1. 共通仮設費の営繕費に積上計上する快適トイレの設置にかかる費用の算出例を以下に示す。</p>																																
<p>(1) 鳥根県土木部（建築住宅課を除く）及び農林水産部（農村整備課、農地整備課を除く）</p>	<p>(1) 鳥根県土木部（建築住宅課を除く）及び農林水産部（農村整備課、農地整備課を除く）</p>																																
<p>積算上の差額が45,000円以上</p>	<p>積算上の差額が51,000円以上</p>																																
<table border="0"> <tr> <td>実際に導入した快適トイレ費用</td> <td>75,000 円／基・月の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積算上の差額</td> <td>75,000 円／基・月</td> <td>－</td> <td>10,000 円／基・月 = 65,000 円／基・月</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費の営繕費に積上計上する費用</td> <td>45,000 円／基・月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場環境改善費の対象となる費用</td> <td>65,000 円／基・月</td> <td>－</td> <td>45,000 円／基・月 = 20,000 円／基・月</td> </tr> </table>	実際に導入した快適トイレ費用	75,000 円／基・月の場合			積算上の差額	75,000 円／基・月	－	10,000 円／基・月 = 65,000 円／基・月	共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	45,000 円／基・月			現場環境改善費の対象となる費用	65,000 円／基・月	－	45,000 円／基・月 = 20,000 円／基・月	<table border="0"> <tr> <td>実際に導入した快適トイレ費用</td> <td>75,000 円／基・月の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積算上の差額</td> <td>75,000 円／基・月</td> <td>－</td> <td>10,000 円／基・月 = 65,000 円／基・月</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費の営繕費に積上計上する費用</td> <td>51,000 円／基・月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場環境改善費の対象となる費用</td> <td>65,000 円／基・月</td> <td>－</td> <td>51,000 円／基・月 = 14,000 円／基・月</td> </tr> </table>	実際に導入した快適トイレ費用	75,000 円／基・月の場合			積算上の差額	75,000 円／基・月	－	10,000 円／基・月 = 65,000 円／基・月	共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	51,000 円／基・月			現場環境改善費の対象となる費用	65,000 円／基・月	－	51,000 円／基・月 = 14,000 円／基・月
実際に導入した快適トイレ費用	75,000 円／基・月の場合																																
積算上の差額	75,000 円／基・月	－	10,000 円／基・月 = 65,000 円／基・月																														
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	45,000 円／基・月																																
現場環境改善費の対象となる費用	65,000 円／基・月	－	45,000 円／基・月 = 20,000 円／基・月																														
実際に導入した快適トイレ費用	75,000 円／基・月の場合																																
積算上の差額	75,000 円／基・月	－	10,000 円／基・月 = 65,000 円／基・月																														
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	51,000 円／基・月																																
現場環境改善費の対象となる費用	65,000 円／基・月	－	51,000 円／基・月 = 14,000 円／基・月																														
<p>積算上の差額が45,000円未満</p>	<p>積算上の差額が51,000円未満</p>																																
<table border="0"> <tr> <td>実際に導入した快適トイレ費用</td> <td>42,000 円／基・月の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積算上の差額</td> <td>42,000 円／基・月</td> <td>－</td> <td>10,000 円／基・月 = 32,000 円／基・月</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費の営繕費に積上計上する費用</td> <td>32,000 円／基・月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場環境改善費の対象となる費用</td> <td>0 円／基・月</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	実際に導入した快適トイレ費用	42,000 円／基・月の場合			積算上の差額	42,000 円／基・月	－	10,000 円／基・月 = 32,000 円／基・月	共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	32,000 円／基・月			現場環境改善費の対象となる費用	0 円／基・月			<table border="0"> <tr> <td>実際に導入した快適トイレ費用</td> <td>42,000 円／基・月の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積算上の差額</td> <td>42,000 円／基・月</td> <td>－</td> <td>10,000 円／基・月 = 32,000 円／基・月</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費の営繕費に積上計上する費用</td> <td>32,000 円／基・月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場環境改善費の対象となる費用</td> <td>0 円／基・月</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	実際に導入した快適トイレ費用	42,000 円／基・月の場合			積算上の差額	42,000 円／基・月	－	10,000 円／基・月 = 32,000 円／基・月	共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	32,000 円／基・月			現場環境改善費の対象となる費用	0 円／基・月		
実際に導入した快適トイレ費用	42,000 円／基・月の場合																																
積算上の差額	42,000 円／基・月	－	10,000 円／基・月 = 32,000 円／基・月																														
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	32,000 円／基・月																																
現場環境改善費の対象となる費用	0 円／基・月																																
実際に導入した快適トイレ費用	42,000 円／基・月の場合																																
積算上の差額	42,000 円／基・月	－	10,000 円／基・月 = 32,000 円／基・月																														
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	32,000 円／基・月																																
現場環境改善費の対象となる費用	0 円／基・月																																
<p>積算上の差額が90,000円以上（男女別一体型_ハウス型）</p>	<p>積算上の差額が102,000円以上（男女別一体型_ハウス型）</p>																																
<table border="0"> <tr> <td>実際に導入した快適トイレ費用</td> <td>180,000 円／基・月の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積算上の差額</td> <td>180,000 円／基・月</td> <td>－</td> <td>20,000 円／基・月 = 160,000 円／基・月</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費の営繕費に積上計上する費用</td> <td>90,000 円／基・月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場環境改善費の対象となる費用</td> <td>160,000 円／基・月</td> <td>－</td> <td>90,000 円／基・月 = 70,000 円／基・月</td> </tr> </table>	実際に導入した快適トイレ費用	180,000 円／基・月の場合			積算上の差額	180,000 円／基・月	－	20,000 円／基・月 = 160,000 円／基・月	共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	90,000 円／基・月			現場環境改善費の対象となる費用	160,000 円／基・月	－	90,000 円／基・月 = 70,000 円／基・月	<table border="0"> <tr> <td>実際に導入した快適トイレ費用</td> <td>180,000 円／基・月の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積算上の差額</td> <td>180,000 円／基・月</td> <td>－</td> <td>20,000 円／基・月 = 160,000 円／基・月</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費の営繕費に積上計上する費用</td> <td>102,000 円／基・月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場環境改善費の対象となる費用</td> <td>160,000 円／基・月</td> <td>－</td> <td>102,000 円／基・月 = 58,000 円／基・月</td> </tr> </table>	実際に導入した快適トイレ費用	180,000 円／基・月の場合			積算上の差額	180,000 円／基・月	－	20,000 円／基・月 = 160,000 円／基・月	共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	102,000 円／基・月			現場環境改善費の対象となる費用	160,000 円／基・月	－	102,000 円／基・月 = 58,000 円／基・月
実際に導入した快適トイレ費用	180,000 円／基・月の場合																																
積算上の差額	180,000 円／基・月	－	20,000 円／基・月 = 160,000 円／基・月																														
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	90,000 円／基・月																																
現場環境改善費の対象となる費用	160,000 円／基・月	－	90,000 円／基・月 = 70,000 円／基・月																														
実際に導入した快適トイレ費用	180,000 円／基・月の場合																																
積算上の差額	180,000 円／基・月	－	20,000 円／基・月 = 160,000 円／基・月																														
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	102,000 円／基・月																																
現場環境改善費の対象となる費用	160,000 円／基・月	－	102,000 円／基・月 = 58,000 円／基・月																														
<p>積算上の差額が90,000円未満（男女別一体型_ハウス型）</p>	<p>積算上の差額が102,000円未満（男女別一体型_ハウス型）</p>																																
<table border="0"> <tr> <td>実際に導入した快適トイレ費用</td> <td>105,000 円／基・月の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積算上の差額</td> <td>105,000 円／基・月</td> <td>－</td> <td>20,000 円／基・月 = 85,000 円／基・月</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費の営繕費に積上計上する費用</td> <td>85,000 円／基・月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場環境改善費の対象となる費用</td> <td>0 円／基・月</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	実際に導入した快適トイレ費用	105,000 円／基・月の場合			積算上の差額	105,000 円／基・月	－	20,000 円／基・月 = 85,000 円／基・月	共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	85,000 円／基・月			現場環境改善費の対象となる費用	0 円／基・月			<table border="0"> <tr> <td>実際に導入した快適トイレ費用</td> <td>105,000 円／基・月の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積算上の差額</td> <td>105,000 円／基・月</td> <td>－</td> <td>20,000 円／基・月 = 85,000 円／基・月</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費の営繕費に積上計上する費用</td> <td>85,000 円／基・月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場環境改善費の対象となる費用</td> <td>0 円／基・月</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	実際に導入した快適トイレ費用	105,000 円／基・月の場合			積算上の差額	105,000 円／基・月	－	20,000 円／基・月 = 85,000 円／基・月	共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	85,000 円／基・月			現場環境改善費の対象となる費用	0 円／基・月		
実際に導入した快適トイレ費用	105,000 円／基・月の場合																																
積算上の差額	105,000 円／基・月	－	20,000 円／基・月 = 85,000 円／基・月																														
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	85,000 円／基・月																																
現場環境改善費の対象となる費用	0 円／基・月																																
実際に導入した快適トイレ費用	105,000 円／基・月の場合																																
積算上の差額	105,000 円／基・月	－	20,000 円／基・月 = 85,000 円／基・月																														
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	85,000 円／基・月																																
現場環境改善費の対象となる費用	0 円／基・月																																

新旧対照表

改定前	改定後
<p data-bbox="152 311 705 338"><建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領></p> <p data-bbox="174 367 268 394">記載なし</p>	<p data-bbox="1937 367 2027 394">別紙-3</p> <p data-bbox="1276 454 1904 486">快適トイレの導入にあたっての配慮事項について</p> <p data-bbox="1176 582 1825 614">快適トイレを導入する際は、(1)~(6)に可能な限り配慮すること。</p> <p data-bbox="1164 694 1288 718">(1) 全般</p> <p data-bbox="1220 726 1993 758">女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く</p> <p data-bbox="1164 805 1310 829">(2) 設置位置</p> <p data-bbox="1220 837 1971 869">女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する</p> <p data-bbox="1164 917 1332 941">(3) 動線の配慮</p> <p data-bbox="1220 949 1825 981">男性トイレと女性トイレは入口を分ける等、動線の配慮をする</p> <p data-bbox="1164 1029 1332 1053">(4) ドアの向き</p> <p data-bbox="1220 1061 2027 1125">女性トイレのドアは、開けたら真正面を向くことのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする</p> <p data-bbox="1164 1173 1288 1197">(5) 照明</p> <p data-bbox="1220 1204 2027 1268">窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする</p> <p data-bbox="1164 1316 1288 1340">(6) 室温</p> <p data-bbox="1220 1348 2027 1412">トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする</p>

建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領

1 目的

建設現場を働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の設置を本要領により試行する。

2 対象工事

島根県土木部（建築住宅課を除く）及び農林水産部が所管する建設工事のうち、原則として以下の何れかの条件を満たし、尚且つ受注者から快適トイレの設置希望の協議があった工事を対象とする。

- (1) 女性が現場に勤務する工事
- (2) 現場見学会を開催する予定がある工事

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
- (2) 主たる工種が屋外作業でない工事
- (3) 工事準備・後片付け期間を除く純工期が1ヶ月未満の工事
- (4) 災害復旧工事

3 快適トイレの仕様（別紙－1参照）

本要領での快適トイレは、「(1) 快適トイレに求める標準仕様」と「(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品」に示す項目を全て満たすものとする。ただし、島根県農林水産部農村整備課又は農地整備課が所管する建設工事においては、「(1) 快適トイレに求める標準仕様」に示す項目を満たしていれば良い。

なお、「(3) 推奨する仕様、付属品」は、装備していればより快適に使用できると考えられる項目であり、任意とする。

現場で女性が勤務している場合は、男女別で各1台を設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】

ただし、島根県農林水産部農村整備課、農地整備課が所管する建設工事は【任意】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の日隠しの設置（男女別トイレ間も含め、入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付の洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【任意】

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ フィットティングボード
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトーパー予備置き場）

4 実施方法

- (1) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合には、当初施工計画書作成前に、工事打合せ簿により監督職員と協議を行うものとする。
- (2) 受注者は、当初施工計画書提出に併せて、様式-1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、カタログ、パンフレット等の資料とともに、工事打合せ簿により監督職員に提出するものとする。
- (3) 監督職員は、提出された資料及び「快適トイレチェックシート」により、仕様の確認を行うものとする。また、快適トイレが現地に設置された後、現場（やむを得ない場合は机上）において、仕様を確認した快適トイレが設置されているかチェックを行うものとする。
- (4) 受注者は、当該工事における快適トイレの設置費用が確定後、速やかに発注者へ工事打合せ簿により協議するものとする。
- (5) 発注者は、(4)で提出されて資料を確認の上、「5 積算方法」に基づき設計変更するものとする。
- (6) 発注者は竣工検査完了後、「快適トイレチェックシート」の写しを技術管理課へ提出するものとする。

提出先 E-mail : sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

5 積算方法 (別紙-2 参照)

(1) 島根県土木部(建築住宅課を除く)及び農林水産部(農村整備課、農地整備課を除く)

ア 快適トイレの設置費用は、設計変更で計上するものとし、その費用は共通仮設費の営繕費に積上計上する。

イ 快適トイレの設置費用は、51,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」^{※1}を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基/工事(施工箇所)^{※2}まで計上できるものとする。

※1 ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から10,000 円/基・月(従来型トイレ)を減じた額。

※2 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

ウ ハウス型等の男女別のトイレが一体型となっており、男女別の入り口になっている場合には、102,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」^{※1}を計上するものとし、1基/工事(施工箇所)^{※2}まで計上できるものとする。

※1 ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から20,000 円/基・月(従来型トイレ×2基分)を減じた額。

※2 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

エ 運搬、設置、撤去に要する費用は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。

オ 積算上限額を超える費用及び3基以上(ハウス型は2基以上)設置する場合の費用については、現場環境改善費(率分)の対象とすることができる。

なお、この場合、他の費用も含め、現場環境改善費率から計算される額を上限額とする。

カ 設計変更に用いる期間は、快適トイレを実際に設置した期間とし、リース会社からの領収書、伝票等で確認すること。

なお、計上数量は小数点2位以下切り捨て1位止めとする。

(2) 島根県農林水産部農村整備課、農地整備課が所管する建設工事

ア 快適トイレの設置費用は、設計変更で計上するものとし、その費用は共通仮設費の営繕費に積上計上する。

イ 快適トイレの設置費用は、「積算上の差額」^{※1}を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基/工事(施工箇所)^{※2}まで計上できるものとする。

※1 ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から10,000 円/基・月(従来型トイレ)を減じた額。

※2 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

ウ ハウス型等の男女別のトイレが一体型となっており、男女別の入り口になっている場合の設置費用は、「積算上の差額」※1を計上するものとし、1基/工事（施工箇所）※2まで計上できるものとする。

※1 ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から20,000円/基・月（従来型トイレ×2基分）を減じた額。

※2 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読替え、個々の施工箇所ですべて計上できるものとする。

エ 運搬、設置、撤去に要する費用は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。

オ 設計変更に用いる期間は、快適トイレを実際に設置した期間とし、リース会社からの領収書、伝票等で確認すること。

なお、計上数量は小数点2位以下切り捨て1位止めとする。

6 その他

- (1) 工事成績評価において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。
- (2) この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。
- (3) 快適トイレの導入にあたっては、別紙-3に記載される事項について可能な限り配慮すること。

附 則

(施行期日)

本試行要領は、令和2年2月1日から施行する。

(施行期日)

本試行要領は、令和2年10月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。

快適トイレのイメージ

快適トイレの標準仕様

(1) トイレに求める機能

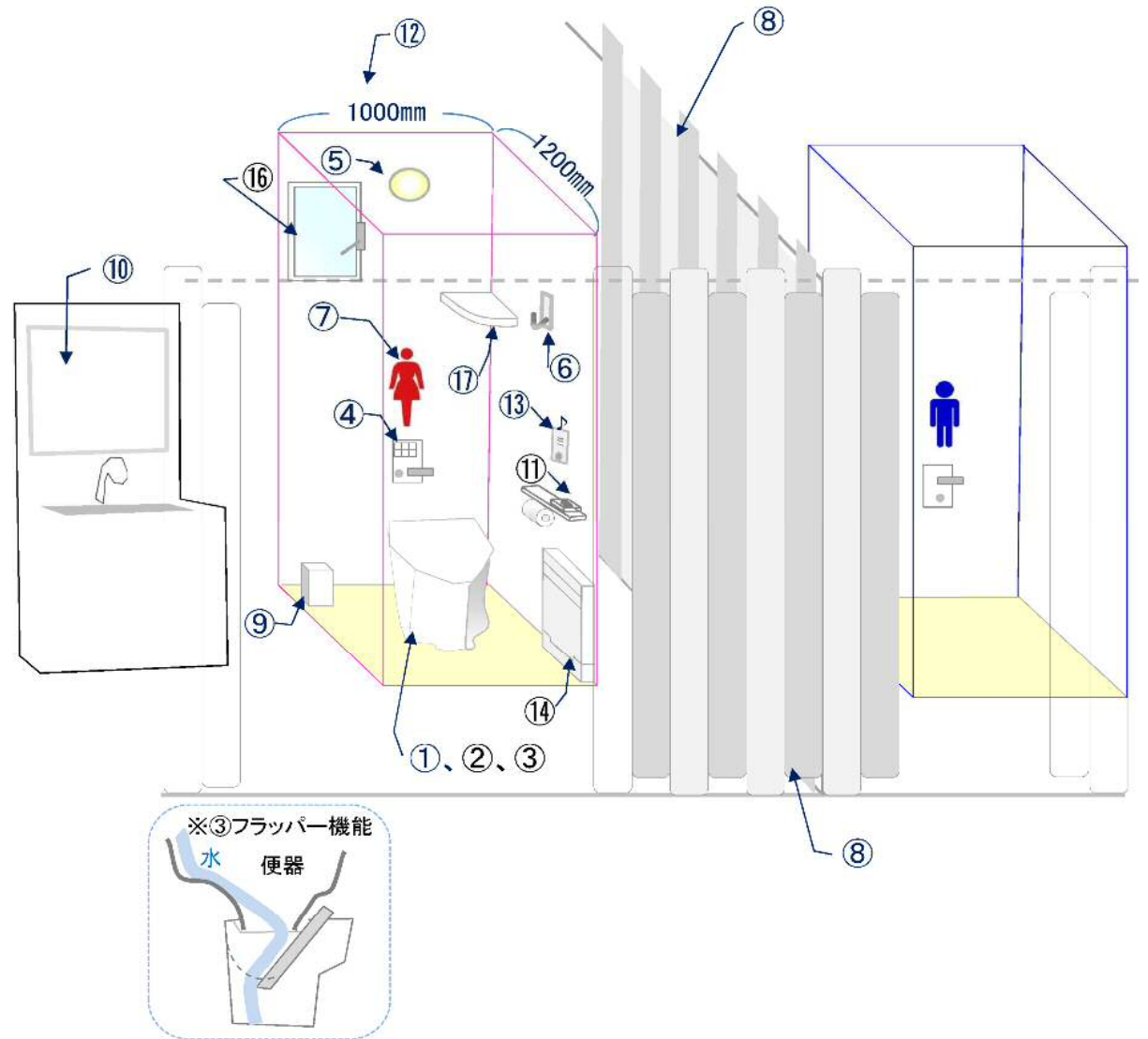
- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能
（耐荷重5kg以上）

(2) 付属品として備えるもの

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め、入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付の洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ フィットティングボード
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）



積算で計上する費用の算出方法について

1. 共通仮設費の営繕費に積上計上する快適トイレの設置にかかる費用の算出例を以下に示す。

(1) 島根県土木部（建築住宅課を除く）及び農林水産部（農村整備課、農地整備課を除く）

積算上の差額が51,000円以上

実際に導入した快適トイレ費用	75,000 円／基・月の場合		
積算上の差額	75,000 円／基・月	-	10,000 円／基・月 = 65,000 円／基・月
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	51,000 円／基・月		
現場環境改善費の対象となる費用	65,000 円／基・月	-	51,000 円／基・月 = 14,000 円／基・月

積算上の差額が51,000円未満

実際に導入した快適トイレ費用	42,000 円／基・月の場合		
積算上の差額	42,000 円／基・月	-	10,000 円／基・月 = 32,000 円／基・月
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	32,000 円／基・月		
現場環境改善費の対象となる費用	0 円／基・月		

積算上の差額が102,000円以上（男女別一体型_ハウス型）

実際に導入した快適トイレ費用	180,000 円／基・月の場合		
積算上の差額	180,000 円／基・月	-	20,000 円／基・月 = 160,000 円／基・月
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	102,000 円／基・月		
現場環境改善費の対象となる費用	160,000 円／基・月	-	102,000 円／基・月 = 58,000 円／基・月

積算上の差額が102,000円未満（男女別一体型_ハウス型）

実際に導入した快適トイレ費用	105,000 円／基・月の場合		
積算上の差額	105,000 円／基・月	-	20,000 円／基・月 = 85,000 円／基・月
共通仮設費の営繕費に積上計上する費用	85,000 円／基・月		
現場環境改善費の対象となる費用	0 円／基・月		

(2) 島根県農林水産部農村整備課、農地整備課が所管する建設工事

快適トイレ

実際に導入した快適トイレ費用	60,000 円／基・月の場合			
積算上の差額	60,000 円／基・月	-	10,000 円／基・月	= 50,000 円／基・月
積算で計上する費用	50,000 円／基・月			

快適トイレ（男女別一体型_ハウス型）

実際に導入した快適トイレ費用	150,000 円／基・月の場合			
積算上の差額	150,000 円／基・月	-	20,000 円／基・月	= 130,000 円／基・月
積算で計上する費用	130,000 円／基・月			

快適トイレの導入にあたっての配慮事項について

快適トイレを導入する際は、(1)～(6)に可能な限り配慮すること。

(1) 全 般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等、動線の配慮をする

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面を向くことのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

(5) 照 明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

(6) 室 温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする